敬老パスの更新について

納付書が届いた人は納期限までに負担金の納付が必要です

封筒に記載された納期限までに負担金を納付した人は、お手持ちの敬老パスを10月 以降も引き続き利用できます。納期限を過ぎると、10月1日からの利用に間に合わない 場合があるため、納付がまだの人は至急納付してください。

※負担金の納付後、有効期間の延長までに3週間程度かかります。





有効期間の確認ができます

お手元に敬老パスを用意してください





雷話 (自動音声) 自動音声応答ダイヤル

100120-192-123

↑ 敬老パスを失くしてしまった人や、納付書や負担額決定通知書が届かない人は、問合せダイヤルまで連絡してください。

敬老パス問合せダイヤル №0120-206-160(毎日8時~19時) №03-6800-3329